

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

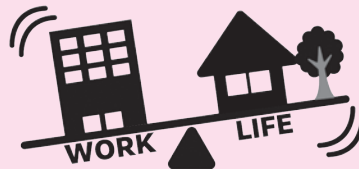


問 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【仕事も生活も充実させる育児休業(休暇)】

男女ともに育児や家族のケアが必要な時に休暇が取りやすい職場は、皆さんのワーク(仕事)とライフ(生活)の両方を大切に考えてくれています。気兼ねなく休暇を利用できる職場を整えることで、仕事もプライベートも充実させることができます。



育児休業は性別に関係なく取得できます

- 原則、子どもが1歳になるまで、希望する期間を取得することができます。
- 配偶者が専業主婦(夫)や育休中でも取得できます。
- 育児休業は法律で定められた制度のため、会社に育児休業に関する制度がなくても取得できます。
- 育児休業期間は、育児休業給付金が支給されます。給付金は、休業開始時から6か月間は賃金の67%、以降は賃金の50%です。社会保険料なども免除されるため、給付金の額は給料の実質約8割程度となります。

4月から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます

- 取得対象の男性に制度を説明し、個別に取得の確認をすることが企業に義務付けられました。また、有期雇用労働者の取得要件が緩和されました。
 - 10月から、子の出生後8週間以内に4週間まで育休取得ができるようになります(産後パパ育休)。
- ※現行制度の育休とは別に取得できます。
- 令和5年4月から、従業員数が1,000人を超える企業は育休取得率などの状況を年1回公表することが義務付けられます。



ワーク・ライフ・バランスに関するハラスメント

以下のような発言をしたり、聞いたことはありませんか。

育休を取りたい？男性が取るなんてありえないよ。

育休を取るなんて迷惑なことで、私なら取らない。あなたも取るべきではない。

育休を取るなら契約を更新しない。

上記のほか、育児休業の申請者に対して昇格を取り消す、配置換えをして雑用だけ押し付けるなど、休暇を理由とする不当な扱いは、ハラスメントにあたり、育児・介護休業法で禁止されています。

ハラスメントを受けたときは、会社の相談窓口や県労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

埼玉県労働局雇用環境・均等室

☎048-600-6210

受付：午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝を除く)



関連WEBサイト

育児・介護休業法
について
(厚生労働省)



埼玉版「働き方改革
ポータルサイト」
(埼玉県)



妊娠・出産をサポートする「女性にやさしい職場づくりナビ」
(厚生労働省)



両立支援のひろば
(厚生労働省)

